

## 江口漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6年 1月11日  
協定認定日 令和 6年 2月 1日  
(協定変更認定日 令和 年 月 日)

### (目的)

第1条 本協定は、江口漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標達成のために具体的な取り組みを行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	西薩（日置市東市来町・日吉町地先）海域	まだい	ごち網漁業
(2)	南さつま市野間岬正西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。	つきひがい	小型機船底びき網漁業
(3)	西薩（日置市東市来町・日吉町地先）海域	しらす、かたくちいわし、うるめいわし	機船船びき網漁業

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

かたくちいわし 資源管理基本方針別紙に定める目標  
うるめいわし 資源管理基本方針別紙に定める目標  
まだい 鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性  
つきひがい 鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性  
しらす 鹿児島県資源管理方針別紙に定める資源管理の方向性

(資源管理目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	5月から10月までの毎週日曜日を休漁日とする。周年において、祝休日が連続するときはその初日を休漁日とする。但し、漁協の取り決めにより連休の休漁日を別な日を指定し変更する場合はこの限りでない。又、日曜日の休漁日についても別な日を指定し、変更する場合はこの限りではない。
(2)	4月から8月までを休漁日とする。周年において、祝休日が連続する前日を休漁日とする。但し、漁協の取り決めにより連休の前日の休漁日を別な日を指定し変更する場合はこの限りでない。
(3)	1月から2月までのうち、10日間を休漁日とする

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、すべての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、鹿児島県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	操業日誌、水揚げ伝票、漁協チェックシート
(2)	操業日誌、水揚げ伝票、漁協チェックシート
(3)	操業日誌、漁獲実績報告書、漁協チェックシート

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況の実績等を鹿児島県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に鹿児島県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の

効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理方針及び鹿児島県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、鹿児島県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者により資源管理の目標の達成の具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規則に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について鹿児島県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の厳守が要件となる国及び鹿児島県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届け出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の変更及び廃止)

第10条 協定の変更または廃止にする場合は、鹿児島県水産振興に対し申請等必要な手続きを行う。

(協定の有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、協定施行の日から5年間(令和6年2月1日から令和11年1月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 12 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき鹿児島県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。